

大阪市水道事業管理規程第22号

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(内部組織の事務分掌) 第4条 内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 [略] 管財課 [(1)～(6) 略] (7) <u>契約に係る監督及び検査に関する事務の総括</u> に関すること [(8) 略] [略] 工務部 [略] 土木施設課 [(1)～(4) 略] (5) <u>水道及び工業用水道の施設の整備工事</u> の検査に関すること [(6)・(7) 略] 設備課 [(1)～(3) 略] <u>(4) 電気設備、通信設備及び機械設備並び</u>	(内部組織の事務分掌) 第4条 [同左] 総務部 [同左] 管財課 [(1)～(6) 同左] (7) <u>検収</u> に関すること [(8) 同左] [同左] 工務部 [同左] 土木施設課 [(1)～(4) 同左] (5) <u>工事</u> の検査に関すること [(6)・(7) 同左] 設備課 [(1)～(3) 同左] [新設]

<u>に建築物の整備工事の検査に関すること</u> [略]	[同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規程は、令和 6 年12月 1 日から施行する。